

## **5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大**

## 歳出改革等 1. 先進・優良事例の横展開(含む業務イノベーション)

### 政策目標

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体が発行するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

- (再掲)
- 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進(社保-16)
  - 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供(社保-17)
  - 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進(社保-28)
  - 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等(社保-29)
  - 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開(社保-34)
  - 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)(社保-42 ii)
  - 効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-5)
  - 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開(社資-6)
  - 持続可能な多極連携型まちづくりの推進(社資-11)
  - 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進(地財-5)
  - 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進(地財-6)

## 歳出改革等 2. インセンティブ改革(頑張る系等)

### 政策目標

官民連携を通じた社会課題の効果的な解決を期し、国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うインセンティブの仕組みについて思い切った導入・拡大を進めるとともに、さらなる強化を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○成果連動型民間委託契約方式(P F S)を活用した事業の実施件数 【2023年度から2025年度までの間に90件以上】</p> <p>○重点3分野でのP F S事業を実施した団体数 【2023年度から2025年度までの間に60団体以上増加】</p> <p>○先導的なP F S事業の実施件数 【2023年度から2025年度までの間に増加】</p>	<p>○地方公共団体において新たに実施の検討が開始されたP F S事業の件数 【2023年度から2024年度の間300件以上】</p>	<b>1. 成果連動型事業の普及促進</b>			
		a. 令和4年度中に新たに策定する成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプランに基づき、成果連動型民間委託契約方式(P F S)の普及を促進する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省》	→	→	→
		b. P F Sの導入に資する地方公共団体向けの共通ガイドラインを改訂する。 《所管省庁：内閣府》	→		
		c. 地方公共団体のP F S事業の案件組成に関し、導入可能性の調査、案件形成を分野横断的に支援する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
		d. P F S案件形成に資するエビデンスの定期的な発信するほか、地方公共団体等の求めに応じて国が所管事業において蓄積しているエビデンスを検索して提供する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
		e. P F Sポータルサイトや地方公共団体向けセミナー等を通じた情報発信を行うほか、P F Sの活用経験がある官民の専門家が中心となってP F Sの普及促進を進める。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
		f. 委託費の成果連動部分やS I B実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施する。とりわけ、社会的インパクト投資資金の呼び込みを期し、複数年にわたる支援の充実や中間支援組織等との連携を促進する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→

## 歳出改革等 2. インセンティブ改革(頑張る系等)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		g. 地方公共団体が実施してきた従来の委託事業に留まらず、民間を始めとする他の主体が中心となって取り組むP F S事業を促進する方策について検討する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、金融庁》	→		

- 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備(社保-20)
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等(社保-29)
- 第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討(社保-45)
- 国保の普通調整交付金について見直しを検討(社保-51)
- PPP/PFI推進アクションプランの推進(社資-7)
- 優先的検討規程の策定・運用(社資-8)
- PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援(社資-9)
- 地方交付税(地方創生推進費(仮称))について改革努力等に応じた配分の強化を検討(地財-15)
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化(文教-6)

# 歳出改革等 3. 見える化

## 政策目標

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】	○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、見える化項目【増加】	<b>2. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</b>  a. R P A等を活用したデータ整備の効率化を進め、よりスピーディーなデータ更新に努める。2022年に実施した地方自治体へのアンケートの結果を踏まえ、更なるデータ拡充や見える化関連H Pの機能・コンテンツ両面での改善を進め、その広報も行う。2024年度に再度アンケート調査を行い、更なる改善を図る。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→

### (再掲)

- 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討(社保-42 i)
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)(社保-42 ii)
- 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進(社保-44)
- インフラデータの有効活用(社資-3)
- 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開(社資-6)
- 持続可能な多極連携型まちづくりの推進(社資-11)
- 既存ストックの有効活用(社資-12)
- 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開(地財-9)
- 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進(地財-10)
- 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる(地財-16)
- 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し(文教5-1)
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化(文教-6)
- ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるP D C Aサイクルを確立(文教-9)
- 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、E B P M化を含め予算の質の向上を図る(文教10)

## 歳出改革等 4. 公的サービスの産業化

### 政策目標

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

#### (再掲)

- 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進(社保-27)
- PPP／PFI 推進アクションプランの推進(社資-7)
- 優先的検討規程の策定・運用(社資-8)
- PPP／PFI 推進のための地方公共団体への支援(社資-9)
- 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映(地財-1)
- 成果連動型事業の普及促進(歳出-1)

## 歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

### 政策目標

財政が厳しい中においても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○電波利用料対象事業について設定するK P I (道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率の増加、電波遮へい対策のトンネル等における整備率の増加等)		<b>3. 電波利用料について、その収入を増加させる方法を検討し、将来必要となる投資などに有効活用</b>			→
		a. 電波利用料制度の見直しを実施。 《所管省庁：総務省》			→
		b. I C Tインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備など、見直しを踏まえた取組の推進。 《所管省庁：総務省》	→		
		c. 電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。 《所管省庁：総務省》		→	

## 歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○累積損失解消のファンド数・割合	○数値目標・計画又は改善目標・計画策定のファンド数・割合	<p><b>4. 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</b></p> <p>a. 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(令和2年 11月 20日一部改正)に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいK P Iに基づく評価やS D G s等への取組の推進等を行う。</p> <p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表(5月まで)。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。さらに、抜本的な見直しの結果、組織形態が維持される場合でも、見直しによる成果が上がらないときには、各官民ファンド及び監督官庁は、他の機関との統合又は廃止を前提に具体的な道筋を検討する。</p> <p>《所管省庁：官民ファンド監督官庁及び財務省》</p>	→		

**(再掲)**

- P P P / P F I 推進アクションプランの推進(社資-7)
- 優先的検討規程の策定・運用(社資-8)
- P P P / P F I 推進のための地方公共団体への支援(社資-9)
- 既存ストックの有効活用(社資-12)
- 所有者不明土地等の有効活用(社資-13)



## 歳出改革等 6. 公共調達改革

### 政策目標

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額【増加】</li> <li>○判定基準を超えたプロジェクト管理対象装備品等の品目数【減少】</li> <li>○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】</li> <li>○インセンティブ契約適用による低減額【増加】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種取組による装備品取得経費の縮減額【増加】</li> <li>○プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】</li> <li>○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】</li> <li>○インセンティブ契約の適用件数【増加】</li> <li>○共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数【増加】</li> <li>○企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数【増加】</li> </ul>	<p><b>5. 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</b></p> <p>a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。(2025年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：防衛省》</p> <p>b. プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象装備品等のライフサイクルコスト管理を推進する。(2025年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：防衛省》</p> <p>c. 各国との防衛装備・技術協力を推進する。 《所管省庁：防衛省》</p>	→	→	→
			→	→	→

**(再掲)**

- ICTの活用(i-Constructionの推進)(社資-1)
- インフラデータの有効活用(社資-3)
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-5)

## 歳出改革等 7. 多年度にわたる基金事業のP D C A強化

### 政策目標

事業の継続性が見通せないために、民間活力を巻き込めず、経済財政効果が限定される等といった単年度予算の弊害の是正に向けて、基金を活用し多年度にわたり取り組む事業について、P D C A強化による事業プロセスや成果に対する説明責任と透明性の向上を通じて、予算における継続性の担保や政府の計画やコミットメントを確保し、ワイズスペンディングの徹底と投資効率の向上に結び付ける。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
—	<p>○改革工程表 2021 で示された分野の対象となる基金事業のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業の進捗及び定量的指標の定期的な点検・評価」が適切に行われている基金事業数</li> <li>・「四半期ごとの支出状況と基金残高」を適切に公表している基金事業数</li> <li>・「進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映」がされている基金事業数</li> <li>・「外部専門家の知見を取り入れる仕組み」を活用している基金事業数</li> </ul>	<p><b>6. 多年度にわたる基金事業のP D C A強化</b></p> <p>a. 改革工程表 2021 で示された分野の対象となる基金事業について、引き続き、同工程表の要素を含むP D C Aの枠組みに沿った事業を実施するとともに、「新しい資本主義」の実現に向けて新たに開始された基金事業のP D C A強化にも取り組む。 《所管省庁：各府省庁》</p> <p>b. 改革工程表 2021 で示された分野の対象となる基金事業のP D C Aに関する取組状況を 2023 年度上半期にフォローアップする。 《所管省庁：内閣府、各府省庁》</p>	→	→	→
			→		

## 歳出改革等

## 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○政府統計の総合窓口(e—S t a t)でのデータベース利用件数【増加】</p> <p>○政府統計の総合窓口(e—S t a t)でのA P Iリクエスト件数【増加】</p>	<p>○政府統計の総合窓口(e—S t a t)で提供する統計情報データベースの登録データ数【25万件(累計)(2025年度末)】</p>	<p><b>7. 高度利用型統計データの整備</b></p> <p>a. 政府統計の総合窓口である「e—S t a t」に掲載される統計データについて、令和4年度までに策定した統計データの整備に係る基本方針及び関係ガイドラインに沿ってデータ整備を行い、基幹統計をはじめとする統計データについて、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進める。 (2025年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p>	→	→	→
<p>○点検・評価結果を踏まえ、見直しを実施した統計の数</p>	<p>○点検・評価結果の件数</p> <p>○統計業務相談の件数</p>	<p><b>8. 政府統計の改善、統計リソースの確保</b></p> <p>a. 「公的統計の総合的な品質向上に向けて」(令和4年8月10日統計委員会建議)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2023～2027年度)に基づき、集中的な統計改革を行う。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p>	→	→	→
<p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の修了者数【3,200人(2025年度末)】</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の修了者数【18,000人(2025年度末)】</p>	<p>○統計研修の年間修了者数【増加】</p> <p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の開催回数【95回(2025年度末)】</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の開催回数【330回(2025年度末)】</p>	<p><b>9. 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上</b></p> <p>a. 実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、R P A等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p> <p>b. 前年度のR P A等を活用した業務の省力化に関する調査研究を基に各都道府県への本格導入を検討する。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p>	→	→	→
<p>○行政記録情報等を活用して効率化できた調査事項数(調査対象数×項目数)【増加】</p> <p>○e—S t a tに掲載している業務統計のアクセス件数【増加】</p>	<p>○行政記録情報等を活用又は検討している統計の数【増加】</p> <p>○e—S t a tに掲載している業務統計の数【増加】</p>	<p><b>10. 統計への二次的な活用の促進</b></p> <p>《所管省庁：総務省、各府省庁》</p>	→	→	→

歳出改革等

8. その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○各府省での機動的で柔軟な政策形成・評価の実践【増加】</p>	<p>○行政改革推進本部事務局による各府省のEBPMの推進に対する支援の状況(相談・助言対応数、府省横断勉強会等研修開催数)【増加】</p>	<p><b>1 1. 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立</b></p> <p>a. 行政の無謬性にとらわれず、デジタル技術も活用し、予算編成プロセスなどでEBPMに基づく意思決定を推進するなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進める。 (2025年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房》</p> <p>b. 経済・財政一体改革エビデンス整備プランに基づき、新経済・財政再生計画改革工程表におけるエビデンス構築を進め、その成果を改革工程表の改定に反映する。 《所管省庁：内閣府、各省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p><b>1 2. 補助金交付等の手続きを見直し</b></p> <p>a. 補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続きを抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和5年度予算及び今後の政策立案に反映する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、各府省庁》</p>	<p>→</p>		
<p>—</p>	<p>—</p>	<p><b>1 3. 公益法人の利便性の向上</b></p> <p>a. 公益法人制度について、公益法人の活動を活性化する観点から「公益性の認定の基準」及び国民の信頼確保のための「自律的ガバナンスや説明責任」について検討し、必要な対応を行う。 《所管省庁：内閣府》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p><b>1 4. 学校法人制度のガバナンスの更なる強化</b></p> <p>a. 公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、令和5年通常国会において法案を提出し、必要な制度改正を行う。 《所管省庁：文部科学省》</p>	<p>→</p>		

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
-	-	<b>15. 日本語教育推進体制の更なる強化</b> a. 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水 準の維持向上を図る認定制度の創設について、令和5年 通常国会に法案を提出する。 《所管省庁：文部科学省》	→		
-	-	<b>16. 業務効率化・デジタル化等働き方改革の推進</b> a. 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための 取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワーク ライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部 改正)を踏まえ、業務見直しに係る優良事例の横展開等を 実施するとともに、各府省等におけるテレワーク環境の整備、 デジタルツールの導入、勤務時間管理のシステム化等を推進 する。また、人事院主催の「テレワーク等の柔軟な働き方に対 応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の議論を 踏まえ、柔軟化されるフレックスタイム制の活用等を推進す る。 《所管省庁：内閣官房》	→		
-	-	<b>17. 国家公務員における人材の戦略的な確保・育成策</b> a. 採用試験の受験者拡大や中途採用の円滑化のための採用 広報活動等の取組の推進や採用試験の見直し、リスクリン グの現状把握等を進めるとともに、人材の確保・育成策につ いて、府省等ごとの考え方や具体策を明らかにした上で戦略 的に展開するための取組を推進する。 (2025年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房》	→	→	→
○Well-being に関連するK P I・参考 指標を設定している基本計画等の数 【維持または増加】	○満足度・生活の質を表す指標群掲載 ページの月平均アクセス回数 【増加】	<b>18. 満足度・生活の質を示す指標群の構築</b> a. 人々の満足度(Well-being)を見える化するため、「満足 度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生 活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○満足度の観点を踏まえて政策運営に取組む地方公共団体数【増加】		b. Well-being に関する関係府省庁連絡会議を通じて、Well-being に関連するK P I・参考指標等の情報共有を行い、優良事例の横展開をはかる。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→